

平成12年3月9日(木曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
20番	井上勝・	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

19番	松田伸一	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員長
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第4号

第1回定例会

平成12年3月9日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第 1 一般質問

" 2 議第 59号 平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)

" 3 議案説明

" 4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、19番松田伸一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月28日及び3月6日に開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年3月9日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	行政一般について	分権自治の推進と健全財政について	18番 内藤 明	市長
16	市庁舎建設について	厳しい財政事情の中で建設基金の積み立ても先送りされているようだが、現庁舎の老朽化は進んでいる。導入の可否は別としてもPFI方式の検討に入ってはどうか。	13番 新宮 征一	市長
17	保健行政について	脳の健康について 脳ドックを国保の保健事業として取り組むことについて 健康への取り組みについて 国保の保健事業として健康ビデオライブラリーを設置することについて	21番 那須 稔	市長
18	街の環境美化について	放置自転車対策のために条例を制定して取り組むことについて		市長

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告している分権自治の推進と健全財政について市長に質問をいたします。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

さて、地方分権がこの4月から実施され、これまで長い間続いた上下主従という国と地方の関係は、いよいよ対等協力の関係に大きく転換することになりました。しかし、一方で、この分権はいろいろな問題を含んでいることもまた事実であります。特に新保守主義的構造改革の一環として進められたために、住民自治制度の改革が二の次とされており、これは、国あつての地方という上からの分権の限界を示すものであります。地方分権は今、始まりとしての第一歩を記したにすぎず、税財政面での分権を初め、さらなる権限の移譲といった諸課題について強力な運動を推し進めなければなりません。

また、住民や自治体はみずから地方自治の本旨の実現に向けてアカウントビリティーによる自己決定権の確立など、住民自治を実践する普段の活動が求められているものと思います。そうした点で言えば、分権下における住民参加の行政運営は、グラウンドワークやみこしの祭典といったものだけではないことを市長には強く申し上げておかなければなりません。

ところで、この分権を前にして、財政難にあえぐ全国の自治体では、さまざまな独自の新税をつくり、何とか収入をふやそうとしていますが、その税額はほんのわずかのようであります。地域の行政を司る自治体の財政を危機から救い、自治の機能を高めるためには、今の国と地方の財源配分を大胆に組みかえし、課税自主権の確立など、法改正を視野に入れない限り、到底無理なことであります。そんな中で、東京都の石原知事が打ち出した外形標準課税案は、地方自治体の財源確保の論議の一石を投じることになりました。

そこで、お尋ねしますが、財源確保のためのそうした新たな試みについて、分権という視点で市長はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

次に、本市の財政状況についてお尋ねいたします。

去る3月2日の総括質疑で、平成11年度一般会計決算見込みの起債残高や基金残高、財政それぞれの指標について伺いましたが、本市の財政事情は一段と弾力性を失い、硬直化が進んでおり、極めて厳しい状況にあると言わなければなりません。特に一般財源総額に占める公債費充当一般財源、つまり公債費負担比率は18.26%と非常に高くなっています。それと比較して繰り上げ償還など有効な手だてとして使える減債基金は4億1,400万円と、財政規模から見てもゆとりあるものではありません。また、起債の償還計画も見せていただきましたが、償還時期が平成16年にピークを迎えることを考えれば、財政調整基金は積み立てておく必要があります。

こうした傾向は全国的に見られますが、公債費比率が高く、財政に黄信号がともる自治体は全国の全体の半数に上っております。その最大の理由は、自治省が、中央からの税財源配分権限を最大限に使って自治体をコントロールしているからにほかなりません。自治省は、人事面でも天下りを都道府県に送り込み、実質的に統制し、自治体による起債の許可や補助金の認証なども権限を持ち、自治体の税収も自由にさせていません。戦前の内務省に近い構造が事実上で上がっているのです。こうした構図が、財政危機にあつても自治体が危機感を感じない最大の原因であると言われております。

また、自治体は、減税補てん債や減収補てん債といった財政支援をいとも易々と受けることになれ過ぎてしまい、危機の当事者意識がなくなっていることを多くの識者は指摘をしています。このことについて、さ

きがけの竹村正義代表は、「自治省による地方財政管理は、日本のもう一つの護送船団だった」と言い切っています。

さらに、自治体の公債費負担比率がこれほど高くなった要因として、国の景気対策の受け皿として単独事業に力を注いだという面も強調しなければなりません。特にプラザ合意以降のアメリカの外圧による内需拡大、バブル崩壊後の不況が続く、自治体は国の補助事業だけでなく、テーマパーク、駅前再開発などの単独の公共事業の拡大に奔走し、その結果、自治体では、単独事業が国庫補助事業を上回り、自治体自身の借金が急激に膨らんでいったのであります。国の景気対策としての公共事業を安易に引き受けたことによる借金の償還時期とが重なっていることが大きな理由であります。本市もその例外ではありません。

しかし、私はここで、こうした中であっても健全財政を維持している自治体があることをも指摘しておかなければなりません。

そこで、お尋ねしますが、市長は、厳しい財政状況についてどのように受けとめ、どう対処されるのか。また、そうした財政指標の数値がはじき出された要因はどこにあるとお考えになっているのか、伺いたいと思います。

次に、分権という視点で、主権者である市民に財政状況をわかりやすくするために、一般会計や特別会計、企業会計、開発公社などの決算について、連結決算を試みてはと思いますが、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

また、民間企業の経営診断の手法としては、さまざまな方法や指標が開発されていますが、地方自治体には、現行の財務会計制度という官庁会計の方式に固執しているために、企業診断指標の採用は不可能となっています。自治体の会計制度を企業会計的視点から見ると、多くの欠陥が見られます。その特殊性から全面的な導入は不可能としても、市民の立場から、これらの会計処理の基本的な考え方として発生主義、ストック会計、連結財務諸表、財務公開などの採用が望まれているのではないかと思います。複雑化させている自治体の財政を的確に判断する財政診断指標は、合理的会計処理のためのみでなく、市民や職員に正確な情報をわかりやすく公開し、その内容について住民監視のもとに置くことは不可欠な課題と考えます。

そこで、私は、先進地に倣い、一般会計や特別会計にも決算時にバランスシートを資料として添付すべきだと思います。そのことによって、市の資産と負債が一目でわかるようになります。国も市も大変な財政事情にあっても危機感に乏しいのは、不十分な財政情報にも一因があるのではないのでしょうか。これまでの自治体の一般会計の決算は、1年間のお金の出入りだけをあわせてだけで、その年の行政運営が市の資産、あるいは負債をどれだけ形成し、積み上げたかをあわせてきませんでした。これでは市民にはわかりにくいし、計画的な行政運営かどうかの判断は不可能だろうと思います。一昨年6月議会における伊藤忠男議員の「企業会計の複式簿記との併用を図っては」とする一般質問の提起に対して、市長は一定の見解は示されておりますが、ここで改めて伺いたいと思います。

次に、事務事業の評価についてお尋ねします。

財政危機も手伝って、最近、政策評価が注目されています。御承知のように、節約のため事業を見直すというものでありますが、一定の時期が過ぎても着手されない事業については中止し、改めて事業を行うためには再評価するものであります。

またもう一つは、自治体には民間企業と違い、採算が合わなくてもやらなければならない事業は数多くありますが、一つ一つの事業について公開、簡素、効率、そして、住民の満足度などの視点から見直すシステムをつくり、改革すべきではないかと考えます。その前提となるのが情報公開であります。それぞれの事業について事業者、各年度ごとの事業内容と費用、担当課などわかりやすく提示する必要があります。この公開は、市民向けではありますが、職員にとってもまた大切なことと思います。第三者委員会による方法もありますが、手始めに行政内部で実施してみてもいいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、前回に続いて職員採用試験における住所要件の撤廃についての考え方と、新たに市民の面接試験官を採用することについて、市長の所見を伺いたいと思います。

前回の市長答弁は、要約すると、「市内からの受験者だけで多くの応募者があり、優秀な人材が確保できる」ということ、また、「雇用状況の厳しい中で、地元住民の就業機会を確保するという理由で市民に限定して試験を実施している」とし、さらに、「応募者の状況を踏まえながら、市民の意向も尊重して考えていくものではないか」とするものでありました。

分権時代に入り、職員の人権ということでは適切な表現とは言えませんが、「職員は自治体の宝であり、投資だ」と言う人さえおります。私は、行政職の職員採用については、現況を見直して垣根を取り払い、全国に広く人材を求めるべきであろうと思います。雇用状況の厳しさは理解はいたしますが、逆手にとるわけではありませんが、厳しい時期ほど優秀な人材が集まる可能性があります。いつまでも鎖国政策をとり続けるべきではないと思います。たび重ねて恐縮ですが、もう一度伺いたいと思います。

加えて、職員は市民と接する機会が多いわけでありますから、1次試験において面接試験を行い、その試験官には複数の市民の代表を採用すべきと考えますが、あわせて市長の御見解を伺いたいと思います。

最後に、分権自治と長の多選についてお尋ねいたします。

「絶対的権力は、絶対的に腐敗する」という政治原理があります。「流水は濁らず」の例えどおり、そのことに反する汚職事件なども手伝って、長の多選に対する国民の批判は根強くあります。こうしたこともあってか、地方分権推進委員会においては、首長の多選が問題にされたことは御承知のとおりであります。第2次勧告は、「今度の改革により、首長の権限と責任が相対的に増大する一方、首長選挙の低投票率化、無投票当選の増大、相乗り選挙の拡大化などの現況にかんがみ、首長の多選問題については憲法上の可否を十分吟味した上で検討する」とこととしましたが、公選法や選挙制度の改革にまでは至りませんでした。

しかし、さきの政治原理が示すとおり、長の多選については、さまざまな弊害が伴うことは論をまちません。長期政権は、しがらみを生み、独特の政治構造を醸し出します。「長いものは巻かれろ」とする日本の政治風土は、それを断ち切ることをさらに難しくしています。長の多選によるそうした負の部分を加味して、地方政治の活性化と自治の発展ということを考えた場合、長の任期は2期8年が限度とする首長もあり、現に後進に道を譲った首長もおられることは御案内のとおりであります。そのことについて、佐藤市長は常々どのようにお考えになっているのか、御自身の政治哲学をお伺いいたしたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いし、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 地方分権が進む中で財源という問題が置き去りにされてきているのではないかというようなこと、そしてまた、外形標準課税についてのお尋ねがございました。

地方分権につきましては、平成7年に地方分権法が制定されまして、さらには、昨年には地方分権一括法が成立したわけございまして、法の一部を除いて平成12年の4月1日から施行されることとなったことは御案内のとおりかと思えます。

この地方分権一括法によりまして、国の機関委任事務等が廃止されまして、国の関与は緩和され、事務処理面での地方自治体の自立は高められることになったわけでございますけれども、地方分権の推進に応じましてより自主的、自立的な行財政運営を行えるようにするためには、地方公共団体の財政基盤を充実していくことが極めて重要であると思っております。

これからの地方自治の運営というものは自己決定、自己責任の立場に立たなくてはならないと、こう思っております。自治体の主体性というものが強く求められるわけございまして、運営次第では独自の個性的なまちづくりができ得る可能性というものが非常に強く出てきたと、このように思っております。

しかしながら、今回の地方分権一括法においては、国から地方への税財源の移譲というものが見送られたことにつきましては、国と地方にとりまして今後の大きな課題であると認識しておりまして、地方分権推進計画に沿って、できるだけ早期に国と地方の税財源配分の見直しなども含めた充実強化が図られるように望むものでございます。

一方、地方分権一括法において改正された地方税関係では、より地方の課税自主権というものを尊重するという観点から、法定外普通税の許可制度を廃止しまして、国と事前協議を行うこととし、同時に何に使うかを明確にした法定外目的税が創設されたわけでございます。そのため、これらの改革に伴いまして、今後は課税のノウハウを持つ自治体とそうでない自治体の間に大きな財政力格差が生じ、住民負担の増加かサービス水準の切り下げかというような選択を迫られるという事態にもなりかねないわけでございます。さまざまな住民サービスを進めていく上で、地方税と住民サービスのあり方についても、やはり研究していかなければならないと考えておるところでございます。

さらに、国から地方への税財源の移譲はもちろんのこと、自治体独自の方法で従来の地方税についても充実強化を図らなければならないと思っております。そのためには、市町村の基幹税目でございますところの固定資産税について安定的確保が図られるように、工業団地への企業誘致やら、あるいは西根下釜地区の土地区画整理事業に引き続き取り組みまして、税財源基盤の充実強化というものを図ってまいらなくてはならないのではなかろうかなと、このように思っております。

外形標準課税についての感想も求められたわけでございますけれども、財源調達の面からいって課税自主権が存在したのが、その辺が有名無実といえますか、姿が薄かったというような感はぬぐい去れなかったわけでございますので、今回を機会にいたしまして真に議論されるようになったのではないかなと、このように思っております。そういう意味におきまして、今も申し上げましたけれども、地方税見直しのきっかけをつくったのではないかと、このように思っております。また、50年近くも死文化していたような特例というものを土俵に引っ張り出してきたという効果もあるのではなかろうかなと、このように思っております。そもそも地方の行政サービスというものは安定的に供給されることが必要ございまして、地方団体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の根幹を成す地方税というものはできるだけ安定的で変動の少ないものであることが望ましいものでございまして、そういう意味におきまして、外形標準課税というものは税収の安定、自主性の面から言いましても、地方分権を支えるところの地方税体系の構築に役割を果たすものだと思っております、東京都の今回の導入に対しましては一定の評価はするものでございます。

しかし、公的資金をつぎ込んだ大手銀行だけに限ったということは、課税の中立性あるいは公平性、さらには応益原則に基づく、薄く、広く税負担の実現という観点を踏まえれば問題も生ずるのかなと思っております。政府の税制調査会等におきまして早期に結論を出していただきたいと、こう思っておりますのでございます。

次に、財政指標等についてのお尋ねがございました。

我が国の経済社会は、少子・高齢社会への移行、ライフスタイルの多様化など社会構造自体が大きく変容していく中で、それらの潮流に対応しながら、各地方公共団体もそれぞれの地域の特性というものを生かした個性豊かな魅力ある地域社会づくりを積極的に推進することが、今日の大きな課題となっております。とりわけ地方公共団体は、地域の総合的な行政主体といたしまして、多様化する地域住民の要請というものを的確に受けとめ、福祉の向上を実現する施策を展開していくことが求められております。

一方、近年の我が国経済の低迷によりまして、地方財政も厳しさを増しておりますが、このような状況のもとで、地方公共団体が地域住民の要請にこたえ、適切にその負託にこたえていくためには、その経済的基盤である財政が健全なものでなければならないと思います。そのためにも決算等で示される各種財政指標等の分析を通じまして、絶えず財政の現況というものを正確に把握し、財政上の問題点については、その原因というものを究明し、改善に向けて的確に対処することが必要なこととございます。

御案内かと思えますけれども、本市の普通会計における平成11年度末の各種財政指標等の現時点での見込みといたしましては、財政力指数が3カ年平均で0.501、それから、経常収支比率が82.6%、それから公債費比率が17.4%、公債費負担比率が18.3%、起債制限比率が3カ年平均で10.5%、市債残高が約202億円となる見込みでございます。

経常収支比率につきましては、平成10年度と比較いたしますと3.5%ほど低下し、改善が図られると見込んでおりますが、その大きな要因といたしましては、歳入におきまして、中央工業団地への企業立地に伴う固定資産税の増収などで市税が2.8%程度、金額にいたしますと約1億4,000万円増加します。さらに、普通交付税におきまして8.8%、金額にいたしますと約3億五、六千万円と、こう見込んでおられるわけですが、それが増加することによるものでございます。

また、公債に係るところの指標等につきましては、平成10年度と比較いたしますと、公債費比率が0.4%程度上昇いたしますけれども、公債費負担比率及び起債制限比率につきましては、それぞれ0.1%程度低下する見込みとなっております。公債費比率上昇の要因につきましては、減税等によるところの減収額の補てん分や、数次にわたるところの国の経済対策に呼応して実施した公共事業、単独事業の追加に対しまして発行した市債の元利償還額の増加によるものでございます。この経済対策関連で実施した事業につきましては、駅前中心市街地整備事業やら、あるいは市道及び街路整備事業等が主なものでございますけれども、これによりまして事業費の前倒しによるところの事業の促進と早期完成を図ることができ、さらには、市内経済の活性化やら、あるいは市民生活環境の向上に大きく寄与したと思っております。単なる国の景気対策というものとは違って、本市のプロジェクトとして、また現在進めなければならないことをやると、それを前倒しにしたということが大きく関連しているものと、このように思っております。

それから、公債費負担比率につきましては、18.3%と高い数字になる見込みとなっておりますけれども、これは、今回の3月補正予算に計上しておりますところの財政調整基金繰入金というものを減額したために、算式の分母となりますところの一般財源総額が減少し、さらに、分子に繰り上げ償還額が加わったことによるものでございます。

起債制限比率につきましては、10.5%と年々低下しておりますが、これは、普通交付税の基準財政需要額に算入になる有利な市債の活用に努め、さらに、平成4年度から10年度までに約26億3,000万円の繰り上げ償還を実施したことによるものでございます。

今後におきまして、景気の低迷等による税収の減額や駅前中心市街地整備事業に多額の市債発行が予定

されていることから、各種財政指標等が上昇すると見込まれるところではございますが、行政改革というものを引き続き積極的に推進しまして、経費の節減を図り、各種施策の優先順位等について厳しい選択をして、財源の計画的、重点的な配分に努め、さらに、繰り上げ償還も継続的に実施して、財政指標等の推移を注視しながら、財政運営を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、連結決算とバランスシートについての御質問がございました。

連結決算につきましては、平成8年の12月定例会でございますが、「今後技術的に十分に検討されていくべきものと認識しており、それらを見守っていく必要がある」と答弁いたしております。また、バランスシートにつきましても、平成10年の6月の定例会におきまして、「全国的な動向というものを踏まえ、推移を見守っていききたい」と答弁したところでございました。

その後におきまして、バランスシートにつきましては、都道府県あるいは市町や特別区におきまして作成する団体が急速にふえてきております。現在の自治体の会計というものは、取引に関する現金の出納を記録する会計処理方式の単式簿記を採用しているために、出納に関する事務処理には適してはおりますが、ストックとしての資産の視点が欠如しているために、資産管理ができず、住民もほとんどわかりづらいという問題点が指摘されております。このため、バランスシートを作成し、負債や資産状況というものを把握することで職員の危機意識やら、あるいはコスト意識が高まり、予算のより効果的な執行やら、あるいは資産の有効活用の促進が期待されるものと思っております。

現在の情報によりますと、自治省におきまして、貸借対照表（バランスシート）及び一般会計と公営企業会計などの収支を全体で把握できる連結決算書の導入を検討すると、こう言っておるようでございます。具体的には、財政学者や自治体の実務担当者によりますところの自治体の総合的な「財政分析調査研究会」というものを発足させ、自治体が行うところの住民サービスの金銭的評価をどう金額であらわすか、所有土地の資産評価に当たって、取得時価、あるいは時価評価のいずれかにするかなどの問題点があるために、それらについて検討を加え、平成13年の3月までには報告をまとめる計画のようでございます。

本市といたしましても、自治省のこうした研究会の情報収集やら、あるいは実施自治体の情報というものを得ながら、バランスシートの作成に向けて現在も勉強を重ねているところでございます。

それから、事務事業の評価についての御質問がございました。

国において政策評価に対する注目が平成9年あたりから急速に高まりまして、行財政改革推進の中で政策の優先順位決定やら、あるいは経費削減の主たる方法の一つといたしまして、この政策評価が論議されてきたようでございます。平成10年3月には、北海道開発庁、それから沖縄開発庁、あるいは国土庁、農林水産省、建設省の6省庁は、公共事業の再評価システムの構築に向けまして、所管する公共事業の再評価実施要領及び新規事業採択時評価要領を策定しております。

山形県におきましても、県の土木部及び農林水産部において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性というものを確保するため、既に実施されている事業の再評価を実施する目的で、平成10年10月に「山形県公共事業再評価実施要綱」を策定しております。御案内かと思えますけれども、この県の公共事業再評価システムは、一つには、事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業とか、あるいは2番目といたしましては、着工後5年ないし10年間継続中の事業とか、あるいは社会的状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業について再評価を実施するものでございまして、その基本的な視点というものは、一つには、事業の進捗状況、二つには、事業をめぐるところの社会経済情勢等の変化、三つ目には、事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、そして四つ目には、コスト縮減や代替案立案の可能性となっております。

さらに、県におきましては、再評価を実施するに当たり、客観性と透明性を確保するため、第三者からの意見を聞き、尊重する仕組みといたしまして、「山形県公共事業再評価監視委員会」というものを設置いたしまして、現在、大学教授など有識者8名から成る委員会において、各事業を審議し、必要があれば知事に

意見書を提出する仕組みになっております。これを見ますと、平成10年度におきましては、土木農林関係140件の事業が対象となり、うち詳細審査対象になったのが17件のようございまして、最終的に休止1件、縮小2件という意見書が提出されております。平成11年度は、23件の事業が対象となりまして、うち3件が詳細審査となりましたが、中止または縮小の意見書は出されなかったという状況にあるようございまして、詳細審査対象となったものは、河川改修や港湾改修、ダム事業や広域農道整備事業など大規模な事業で、着工から10年以上経過し、かつスムーズに事業が進んでいないものようございまして。

本市におきましては、10年を区切りといたしまして振興計画を策定し、その具現化のため毎年3カ年のローリングで実施計画を策定しているところございまして、その過程において事業効果や必要度を十分検討し、事業の選択や見直しを行うとともに、新たな行政課題への対応も行っているところございまして。したがって、事業を採択する場合は十分な事前計画を練り、事業に着手しているものございまして、県の事業評価の要件である事業採択後5年間を経過した時点での未着工事業とか、事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業は、現在のところ見当たらないと、このように思っております。

しかし、今後そのような事業が出てきて、事業の見直し等の検討をする必要が生じた場合は、県の公共事業再評価監視委員会設置要綱では、「監視委員会は、市町村が実施する事業の再評価についても、市町村長から依頼があった場合は審議を行い、市町村長に対して意見を述べる事ができる」とされておりますので、県の再評価システムを活用していくのも一つの方法ではないかなと、このように考えているところございまして。

それから、採用試験の問題についてのお尋ねがございました。一つは住所要件、一つは面接試験官の問題でございます。

地方分権の時代を迎えまして、地方自治体においては、みずからの責任において住民福祉の向上と個性豊かで活力あるまちづくりを進めていくため、住民に身近な行政サービスの担い手として職員の一人ひとりの職務遂行能力が求められております。御案内のように、地方公務員法第17条には、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるもの」と定められております。さらに、受験資格については、この法律第19条におきまして、「競争試験は、人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」としております。そして、受験者に必要な資格として「職務の遂行上必要な最小、かつ適当の限度の客観的、かつ画一的要件を定めるものとする」と、そうされているところございまして。

その採用試験における住所要件でございますが、前回の議会においても答弁申し上げたところございまして、人材確保が難しい看護婦、保育士及び医療技術職などの特殊な職種については住所要件は付しておりませんが、一般行政職と技能労務職については、最近の受験状況を見ましても、退職者の減少による採用者も数名と少なくなっている中で、市内からの受験者だけで多くの応募があり、優秀な人材が確保できるということ、さらに、景気低迷が続く中で、雇用状況も一層厳しくなっており、市民の子弟に就業機会を確保するという事などを考え合わせまして、受験資格を寒河江市の市民に限定して採用試験を実施してきているところございまして。住所要件は、今後の採用予定数や応募者数等の状況などを踏まえながら、さらに、市民の意向も尊重しながら考えていくものではないかと思っております。

それから、試験官のことでございます。

地方公務員法第20条では、「競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする」と。そして、「競争試験は筆記試験により、もしくは口頭諮問、及び身体検査、並びに人物性向、教育程度、経歴、適性、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定により行うもの」と定められております。採用試験は筆記試験による1次試験、1次試験合格者に対する2次試験を実施しております。2次試験では、口頭諮問、いわゆる面接試験と作文試験、性格検査を実施しております。口頭試験、この面接試験では接遇態度、誠実、信頼性、それから協調性、表現力、理解力などによりまして、職務遂行能力等

を有するかの評定を行っておるわけでございますし、作文試験では、課題に対すところの的確な表現力を有するかどうかの評定を行うわけでございます。

面接、作文試験によりまして、市の職員として職務遂行能力を有しているかどうか、ふさわしいかどうかというようなものを判定するには、実際に常に職員に接しまして職員を見ている人間というものが一番適任であると思っておるところでございます。さようなところから、試験委員は助役、収入役、監査委員、教育長、病院長、総看護婦長としておるところでございます。職務遂行能力を判断するには、職務の内容の知識や指導・監督してきた経験などが必要であり、また、面接では、受験者の個人的な内容の話も出てくることなどから、外部の方はふさわしくないのではないかと考えております。最終的には、この1次試験、筆記試験の結果というものと、作文試験、面接試験及び健康診断書等の結果を総合的に評価して合格者を決定しているところでございます。

最後に、首長の多選に対しての市長の政治哲学といえますか、そのお尋ねがございました。

多選が重なると権力の座に安住しましてそれを独占しがちになり、自分をオールマイティーと勘違いすることになりかねないこともあります。それを防ぐために、ふだん広く市民の声を聞き、誠実に声に耳を傾ける態度で事に当たれば、かえって市民の間に安心感と信頼感が定着して、ずっと信頼して任せてもいいという気持ちになるであろうと思います。何を置きましても市民の信頼感が、多選によるところの長期化云々というものを消し去るものでございまして、一方的に一律に制限を加えようとする多選批判には、市民間でも全然関心は低いのではないかなと、このように思います。市民の意思、自主性によって首長は選択されるべきであり、あくまでも市民の意思を尊重すべきものでありまして、あえて制限を置かなくてもいいのではないかなと考えております。

それから、多選となると、市民の中によどみ、市政の中に硬直化を感じさせるものでございましてけれども、やはり長さを感じさせない、それから、新鮮さを失わないということが必要かなと、このように思っております。時間的な長さは長さとしましても、市民に心理的な長さを感じさせないこともあるであろうということでございます。それは、市民とずっと首長と一緒にあって市の将来というものを見つめ、ともに考え、ともに活動して、そしてまた、市民に接するに誠実であり、清新さを保ち続ける人間性に関係することでもあろうかなと、このように思います。

それから、多選を重ね、長期間在任しますと、さまざまな弊害が出てくると言われております。それは、今も申し上げましたように、独善的な傾向を強めたり、惰性に流れ、新鮮な政策やら、あるいは創造的な発想が生まれてこないことが挙げられるわけでございます。しかし、市の長期計画、いわゆる夢とか、あるいは目標というものを市民と一緒に描きながら、一貫した方針で政策実行に当たれば、かえってその継続性がプラスに作用するものとも思われます。この際、複雑・専門化するところの地方行政に対処するに当たりましての、長年の間で蓄えてきた行政能力というもの、あるいはまた初心に返ってのリーダーシップというものを発揮していくことが求められると思っております。

さらに、地方分権の動きというものが進展し、権限、責任というものが相対的にも増大してくる中で、多選を禁止すべきという意見も出てきているようでございますが、一般市町村長と知事の権限というものの中には大きな差があると思っております。市町村長の多選禁止の尺度とは一概にはならないのではなからうかなと、こう思っております。したがって、制限するにいたしましても、地方公共団体間の長におのずから差があってもいいのではないかなというような気持ちでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 18番内藤 明議員。

内藤 明議員 どうもありがとうございます。

それでは、第2問に入りますけれども、一つは、税財源についてお尋ねをしたわけではありますが、外形標準課税については一定の評価をしたいというふうなお考えであったように思います。私は、この大銀行に対する外形標準課税というのは、そういう意味ではよく理解するわけでありまして、一つには、国に持っていかれた日本銀行の税金を取り返すことだったというふうに言われているわけでありまして、そういう点では、私は、先ほど申し上げましたように、よく理解できるような気持ちであります。

ところで、何回も申し上げておりますが、分権一括法が4月から施行されまして、自治事務と法定受託事務に分けられまして、機関委任事務が廃止されたわけでありまして、先ほど申し上げたように、税財源の配分だけは取り残されてしまったわけでありまして、問題はその配分をどのように見直すのかということだろうと私は思います、これは市長も触れられましたけれども、これは、御承知のように、中央の役人や政治家が既得権を温存したためになされなかったわけでありまして、まずはこのことから手をかけなければならないというふうに思っております。

ただ、市長も先ほど御答弁で言われましたけれども、既存の地方税以外の法定外普通税の新設が国の許可制から協議制になって、法定外目的税もつくられるようになったというふうに言われます。そこで、自主財源の確保という点では歓迎すべきことなのかも知れませんが、例えば産業廃棄物の埋め立て税などを検討しているような自治体も出始めているというふうに言われており、そんなことが報道されているわけでありまして、財政難を理由にして、行政がそれをよいことにそうした、先ほど申し上げました産業廃棄物の埋め立て施設などを、例えばみずからの自治体に誘致するようなことになっては困るわけでありまして、それでは、住民はたまったものではないと、こういうふうになるわけでありまして、やはりそうしたことを十分考え合わせて対応すべきだと思います。先ほど言ったように、まず国の税財源の配分の見直し、こうしたことを強く求めて、やはり議会も市長も行動すべきだというふうに考えるわけでありまして、ぜひそうしたことに立ち上がっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、市の財政について伺いをしたわけでありまして、財政事情については私もよく調べましたので、第1問で申し上げたように、それは繰り返すことはしませんけれども、そうした財政事情になった裏、背景にはそのようなものがあるということをやはり改めて御認識をいただきたいと思うわけでありまして、前にお伺いしたときにも、市長は「入るをはかって出るを制す」ということを言われたわけでありまして、それはそのとおりだというふうに思います。投資効果なども徐々にあらわれて税収も上がっているということは大変喜びにたえないところでありますけれども、ただ、何せ出ていく方が非常に大きい。こういうふうなところであると思っておるわけでありまして、特に自主財源が比較的小さい本市のようなところでは、どちらかと言えば、やはり出の方を制するように努めなければならないのではないかなというふうに思っているところであります。

そういう点から、これまでの財政指数について、もう一度振り返ってみて問題はなかったのかということを検証してみる必要があるのではないかなというふうに思っているわけでありまして、特に私が強調して申し上げたいと思っておりますのは、大型プロジェクトや公共事業などの投資的な事業だけで見ても、経費の節減はかなりできたのではないかなというふうに思っております。例えば一昨日、遠藤議員からも指摘をされておりましたけれども、これは私も以前指摘を申し上げました。いつだったか、何回もこんなことを繰り返し御質問申し上げておりますので、会議録を見ないとわからないような状況にありますけれども、いわゆる公共事業の入札制度の改善、条件付一般競争入札と、それから事前公表の組み合わせ、これはやはりしておくべきだったと思いますし、繰り返すことになりませんが、これは遠藤議員からも御指摘のあったとおりであります。

それからもう一つは、これは何回も議論を重ねましたけれども、例えばハートフルセンターの建設についてもい

る議論を重ねました。保健・福祉・医療、文字どおり三位一体の事業を展開するためには、どこがいいんだろうかと。私たちもそういうことで先進地を訪ねて、宮城県の涌谷町であったわけでありませけれども、視察をさせていただきながら、その土地の価格や利用目的などを加味しながら、寒河江市立病院の近くに建設をすべきことを主張したことは、市長、御案内のとおりであります。そのときは、どうも初めに山交の跡地がありきということ、私、今でもそのような感じを持っているわけでありませ、結果的に大変高い土地に建設をされているわけでありませ、こういう意味では、もう少し考えておくべきではなかつたのかなと、こういうふうに思ひませ。多分、市長は、アンケート調査なんかもやつて「いろいろ調査をした上で」というふうに御答弁をされたいところだと思ひませ、そのアンケート調査の上にして、そこに執着するよう、行き着くよう組み立てではなかつたのかなと、私は今でもこういうふうに思ひませ。

それからもう一つは、活況を呈していると言われる第三セクターである「チェリーランドさがえ」についてでありますけれども、これも何回も議論してまいりました。駐車場などに使用料をいただくべきではないかということ、を申し上げてきた経過があるわけでありませけれども、今でも私はやはり応分の負担を求めていくべきではないかと、こういうふう主張をしたいわけでありませ。

それから、記憶に新しいと思ひませ、チェリークア・パークの民活エリアの部分のいわゆるインフラ整備についても議論を重ねた経過がございます。通常の宅地開発などであれば、それはすべて開発業者に負担を求めることになるというふうに思ひませけれども、また、買った人がその負担を背負っていくことになるというふうに思ひませけれども、そのような意味では、例えば市の開発公社等やつたもの、宅地開発などと比較をすると不公平感がぬぐい去れないと、そういうことからしても、やはり応分の負担を求めていくべきではなかつたのかなと、こういうふうには今でも見解を持ひませ。

いろいろ申し上げたいことがいっぱいあるわけでありませけれども、この辺にとどめておきたいと思ひませけれども、9年度の決算状況について、類似団体と比較しても本市の状況は大変厳しい状況になっているということがわかります。また、よい機会でありませから、ほかの自治体を勝手に引き合いに出して恐縮でありませけれども、この際、財政状況のいいところについても見ておかなければならないのではないかなと思ひませるので、私と所属を同じくする友人が藤沢市におりませるので、折に触れてそんな市政運営について話をする機会があります。健全財政を維持しているということをお聞きしておりましたので、平成10年度の決算カードを送っていただきました。この前、間違つてといひませ、庶務課の方に届いたということであるいはごらんになったのかもわかりませ、藤沢市をよく御存じの方は、「あれは不交付団体だから財政力指数が違つ」と、こういうふう一言で言われるかもしれませけれども、いいところはやはりいいように行政運営をやつているということ、を私は申し上げたいのであります。議員の皆さんもあるいはごらんになったかもわかりませ、市議会の旬報でごらんになったかもわかりませ、この藤沢市も平成11年度に、住民参加のまちづくりということで自治大臣表彰を受けられた団体であります。横道にそれて恐縮ですが、本市も自治大臣表彰をもちろん受けたわけでありませけれども、決定的に違つのは、市長にはよくお聞きをいただきたいと思ひませ、市民と「共働」……ここは本市も同じですが……による施策の遂行など、情報公開を前提とした新しい市民参加のシステムを構築して、議論の結果、意見や政策立案に役立てようと、こういうふうしているんですね。もちろん、私、市長のやられたグラウンドワークも、そういう意味では市民参加の政治でありませから、それを否定するわけではありませけれども、こうした政治への参加、政策立案についての市民の参加、これがこれからの分権や自治に問われているのではないかなと、私はこういうふう思ひませ。

ですから、前の質問で申し上げましたが、市長は「意思決定前の情報公開はしない」と。条例でもそのようになっておりますので、条例上はそうなんです、しかし、政策立案をする上でこうしたことを公開していかなければ、同じ土俵で、市民が同じ情報を持って当局と政策的な議論を闘わせるなんていうことは、これは不可能だと私は思ひませ。横道にそれて恐縮ですが、そういう意味では、改めてそうした御見解についても伺いたいといひませ。

うふうに私は思っておるところであります。

それから、藤沢市では、さっき市長は「検討したい」ということであつたわけでありましてけれども、一般会計についてもバランスシートを作成しているそうでもあります。健全財政を維持するために起債は一定の割合に抑えているということでありました。ちょっと記憶に乏しいんですが、たしか税収の12%か13%、そのような感じにとどめていると聞いた覚えがあります。

それから、開発業者からは、適切など言ったらいいかどうかはわかりませんが、やはり応分の負担を求めたというふうに伺っております。一定面積以上の開発については、学校とか、消防とか公園などの負担金を求めて、市の持ち出しを抑えてきたと、こういうふうに言われておつたのであります。身の丈に合った行政運営ということからすれば、財政力指数の高い藤沢市でさえも余り背伸びをしないような、健全財政を維持するために、そうした運営をしてきたということをややはり参考にしなければならないのではないかなど、私はこういうふうに思っているところでもあります。ぜひそうしたことについても御見解をいただきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたように、これまでのそうしたプロジェクトあるいは公共事業などの用地の選定、あるいは開発者の負担のあり方が一層厳しい財政に拍車をかけたのではないかと、私は、そういう意味では思っているわけでありまして、そのことについて市長はどのようにお考えになっているか、改めて御見解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

最近、自治省あたりでも起債制限比率をよく使うようになりました。それは、これまで自治省がとってきた行動からすればよく理解できるわけでありましてけれども、しかし、幾ら起債制限比率が小さくても、借金はもうできないような状況になってきているわけでありまして、不可能なんですから、そうしたことは、一つの指標としてとらえておく必要があると思ひますが、余り大義にお考えにならなくてはいいのではないかなというふうに私は思っているところでもあります。

それから、連結決算は、そういう意味では今後の課題だと私も思ひます。ぜひ一目してわかるような制度に改革すべきだというふうに思ひますので、改めて御検討をいただきたいと、こういうふうにお願ひをしておきたいと思ひます。それから、バランスシートもぜひ積極的に導入を図られるよう、御要望だけしておきたいと思ひます。

それから、事務事業の評価についてもお答えをいただきました。

県の状況を詳しく御報告いただきましたけれども、そんなに難しく考えないで、要するに、市長は実施計画の中でローリングを見直すということであつたわけでありましてけれども、そういう意味では、市民向けにも大変重要なことだというふうに思ひます。公開を前提としながら役所内から始めて手がけると、こういうことで、評価の視点も簡素、効率あるいは費用効果だけでなくして環境などの評価もぜひ組み入れながらしていただきたいなど、こういうふうに思ひしているところでありまして、事務的に作業はそんなに大したことはないと思ひます。ぜひ検討をお願いしておきたいというふうに思ひます。

時間がなくなってきましたけれども、答弁する時間もあるというふうに思ひますけれども、それから、長の多選についても見解を伺ひました。

いろいろ申し上げたいことはありますが、その弊害については市長はよく御存じであります。私もそのとおりだというふうに思ひます。それで、市長は御自分の今の立場で、御自分が今までなさつたことを含めてどのように御見解をお持ちになっているのか。先ほどは御自分のそうした歩んできた、やってきた行政と対比してではなくして一般的なことでお答えになつたわけでありまして、そんな点も含めてお伺ひをしたいというふうに思ひます。

それから、採用試験の関係であります。市民の方から私もいろいろ指摘をされます。当を得ているかどうかはわかりませんが、「どうも縁故採用があるんじゃないか」というふうな話をしばしばし耳にします。私は「市長に限ってそんなことはあり得ない」と思ひしておりますけれども、「絶対的にできないというふうなシステムになっているのか」と言われますと、私はどうもその辺がはっきりわからない。というよりも、そういうふうに聞かれますと、「そうになっている」と断言できないで大変困つているところでありましてけれども、そんな声を払拭するというところでぜひ市民の試験官を何人か取り入れていただきたいなど、こういうふうに考えておつたのであります。先ほど「他

人に個人のものがわかる」とかなんか言いましたけれども、こんなものはいっぱいあるでしょう。事これに関する問題だけでなくして、そんなものは守秘義務を課せばいいだけであって、大変奇想天外なことを言っているように思われるかもしれませんが、岡山県の加茂川町というところでそんなことをやっているんですね。できの悪い市長は4年すると市民が変えることができるんだそうですね。そのとおりだと私も思います。それで、交代はできますけれども、「職員は採用されますと交代することなんて不可能だ」と、こういうふうにしてその町長はお考えになって、常に住民と接する機会のある職員だからということで住民の代表を第1次試験の面接官に当て、それから初めて筆記試験をやって、最終的に行政の幹部が採用を決定すると、こんな段取りを踏んでいるそうでもありますけれども、そういう意味では日本も大変広いところで、3,300もの市町村があるわけですから、さまざまな行政をやっているんだなとつくづく思うわけでありまして、そんなことも含めて、あわせて御見解をいただければと、再度御質問をいたしまして2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 二つ目の問題といたしますが、財政指標等についての問題と健全財政についてのお話でございますが、そういう中で、大きなプロジェクトを検証してはどうかと、このような話でございまして、過去にさかのぼってのハートフルセンターの位置的なお話がありました。

大型プロジェクトを執行する際には、これはやはりいろいろ市民の意見も聞きますし、議会にもお諮りしております。また、コンサル等々の計画なども見ながらやっておるわけでございますし、この大きな事業が市の発展につながるかということ十分に、あるいは市民に幸せをもたらすものかどうかということ存分に考え合わせながら計画しておるものでございまして、練りに練ってやってきたと、このように思っております。そして、こういう計画が達成したあかつきには、それが結果的に見ましても「ああ、よかったな」と、このように思われるものでなくてはならないわけでございますし、市民に喜ばれるものでなければならないわけでございまして、そういう観点から十分に練りに練ってやってきておるわけでございます。ハートフルセンターの場所についてのお話もございましたけれども、私はあそこの場所の選択には誤りはなかったのではないかなと、このように思っております。現在におきましても大変な利用客、市民が訪れております。また、ほかの団体からの視察者等も非常に多いのでございまして、これは、三位一体ということと、それから、活用上の場所的な利点ということも非常にあると思っております。中心市街地の問題の中での一つの中核的な施設ということになっておりますし、また、高齢化社会に向けての三位一体といたしますか、そういう考え方から言いましても、あそこの場所は本当によかったと、このように思っております。

また、チェリーランドさがえとか、あるいはクア・パークについてのお話がございますけれども、御案内のように、チェリーランドにいたしましても、建設されてから道の駅に指定されたわけでございますけれども、何年来と連続しまして道の駅で優秀な成績を上げておるということを示しておるわけでございます。やはりそれは地域の活性化と一体となって、結びついてうまく活用されていると、こう思っておりますし、第三セクターでの運営というものも、うまく民間の力を生かし切って、そして、地元と密着して、地元の産業と連結しながらやっておられるんだということと、あるいはまた、地の利をうまく生かしたということであろうかと、このように思っておるわけでございまして、何にしましても第三セクター、あれはやはり公共的な、公益的な施設であるわけでございますから、応分の駐車場云々の話がありましたけれども、そういう考えは持たないところでございます。

それから、クア・パークにいたしましても、民間の力というものを生かしながら、そして国、県や、あるいは道路公団と一体となってあの地にああいうオアシス、あるいは地元の資源を活用する、そしてまた、地元の活性化につなげていくという観点から、高速道路やら、あるいは最上川、あるいはあの景観というものを一体としたものでございます。ですから、それなりに県の御協力、あるいは民間の利用というものを図っておるわけでございますし、また、道路公団は道路公団なりに、それなりの力を入れていただいております。

それから、類似団体との比較ということのお話がありましたし、優秀な団体の視察ということもございました。

これは、常に本市といたしましても留意している点でございまして、勉強はしておるわけでございます。ただ、一概に他の団体と同じ方法をやるわけにはまいらないわけで、それぞれの特徴がありますし、それぞれが迎えておるところのチャンスがあるわけでございまして、寒河江の場合でしたら、112号バイパスができたとか、あるいは今度は山形自動車道の延伸とか、あるいは今度は新幹線が延伸されたということにらみながら、それをいかに寒河江市にうまく生かしていくかということを考えていかなければならないわけでございますから、それぞれの団体の特徴というものはあるわけでございます。でも、財政運営にどういうふうにすぐれた手法をうまく生かしているかということについては、これはやはり十分勉強しなければならないと、こう思っておるわけでございます。

寒河江市の場合、御案内かと思えますけれども、これほどの大きな仕事を「これが終わったならこの次、あるいはこの次」ということでやってきたわけでございますけれども、財政指標を見る限りにおいてはそうは悪い方への

変化にはなっていないのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。これは、入るという面と出という面とのバランスを十分に考えて、そしてまた、中・長期的な視野に立っての事業の選択ということと財政運営に力を配慮したということになるのではないかなと、このように思っております。

それから、政策立案の段階からのお話がありましたけれども、私も何かやる場合には、先ほど申し上げましたように、いろいろ直接的に話を聞く、あるいは間接的な審議会やら、あるいは委員会等々の御意見を聞いておるわけございまして、そういう面から市民の考え方、あるいは専門的な知識を有している方々の御意見は十分に斟酌してやってきておると、こういうふうに申し上げていいと思います。

〔持ち時間終了の合図あり〕

いずれにいたしましても、先ほども1問でも答弁申し上げましたけれども、一つの例ですと、「将来のまちづくりはこの辺に向かっているんだよ。今度はこの辺を区画整理しましてやっていこう」とか、あるいは「この辺に住宅団地を考えておるんだ」ということを十分話をしながら、そして、市民の声なり、あるいは反応というものを十分見ながら、一体となってやっていこうという気持ちは変わらないところでございます。

それから、多選についてのお話がありましたけれども、これは一般的な話ではございませんでして、私自身が考えておりますところの、信じておりますところの私自身の考えを申し上げさせていただいたところでございます。

それから、職員採用について云々の話がありましたけれども、縁故云々ということは全然ございません。あくまでも公平・公正な立場で優秀な職員を採用させていただいておるということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分
再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新宮征一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 今回、私は、緑政会の一員として、通告16番、市庁舎建設に関連して新たな視点に立っての提言等も申し上げながら、市長のお考えを承りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

御承知のとおり、現在の市庁舎は、我が国ではトップクラスと言われ、世界的にも名の知れた、あの有名な黒川紀章氏の設計によって昭和42年に建設されました。当時は、超一流設計士の建物とあって、また、斬新なデザインであったことなどから大きな話題となり、各方面からの視察等も数多くあったと伺っております。あれから33年もの長い年月を経過したことになるわけではありますが、ある時期には床に傾斜ができたとか、天井の一部が崩れ落ちたとか、設計ミスではないのかなどの問題もあり、その原因をも含め、耐久性等についての専門家による調査なども行われたやに伺っております。そうした事情は別としましても、一般的には果たして雪国の建造物としては必ずしも適当な設計とは言えないのではなかったかなどと言われたきた経緯も事実であります。

このようにいろいろな話題を呼びながらも、既に築後三十有余年を過ぎた現在、天井のゆがみや壁の損傷等は著しく、また、各種配管の老朽化が目立ってきております。こうした配管等の傷みはもちろん危険を伴うもので、一部には補修による露出配管等も見られるなど、外観的に悪いばかりか、冷暖房や給湯設備などの機能が著しく劣化し、極めて非効率的な状況になってきていることは御承知のとおりであります。

しかしながら、30年以上もたった現庁舎の大規模改修などは到底考えられるものではなく、当然にして市庁舎建てかえの問題が持ち上がり、平成8年度の実施計画に市庁舎建設基金の積み立てを初めて盛り込んだものと思えます。たしか当初は1億円の積み立てを計画しておりましたが、厳しい財政事情もあって、平成10年度からは積み立て額を半額の5,000万円に引き下げ、このたびの実施計画にも同額を見込んでおられるようではありますが、現時点ではまだ基金積み立てはなされていないのが実情であります。しかし、こうした実態は決して行政の責任というものではなく、今日的財政状況の中ではやむを得ないものと理解をいたしているところであります。言うまでもなく現在、本市においては駅前中心市街地整備事業や、チェリークア・パークの整備事業など百年の大計に立った画期的な大型プロジェクトが進展しているさなかであり、醍醐小学校の建てかえや、さらには今回の寒河江ショッピングセンタービルの取得など急を要する出費等も重なるなど、ますます財政状況が逼迫する中では、庁舎建設基金の積み立て等はどうしても後回しになってしまうのはいたし方のないことであろうと認識をしているところであります。

しかし、このまま無計画に先延ばしすることはできません。現庁舎の老朽化は時を待たず日々進んでいることは事実でありまして、庁舎建設の問題は、目前に迫った最重要課題として位置づけ、何らかの方法を模索しながら、実質的に検討をしなければならない時期に来ているものと思うものであります。これからの庁舎建設となれば、当然にして超近代的なデザインや、よりすぐれた機能や設備が求められるわけで、建物の広さや規模、機能等によっても異なるでありましようが、その費用は少なくとも40億円あるいは50億円とさえ言われているようであります。もちろん、ある程度の起債も認められるであろうとのことでありますが、いずれにしましても、建設資金面での財政計画は極めて重要になってくるものと思えます。

そこで、今回、私が提案申し上げたいのは、通告してあります庁舎建設の手法として、PFI方式の導入について検討してはどうかということであります。

PFIといっても余り聞きなれない用語ですが、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」の略語で、PFI事業とは、いわゆる民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業のことでありまして、行財政改革を円滑に推進しようとの目的で1992年にイギリスで試案、導入され、5年後の1997年に我が国にわたってきたもので、

今後この事業がどのように展開されるのか、各界において今、大きな注目を集めている手法であります。

もう少し説明を加えますと、「公共施設等の整備に関する事業については、官民の適切な役割分担、並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえ、民間事業者が行うことが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする」との基本理念のもと、「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用による公共施設等の整備の促進を図り、効率的かつ効果的に社会資本の整備を図ること」との総理府の基本方針を受け、事業スキームとしては、金融機関と民間事業者である不動産会社、建設設計会社あるいは管理運営会社等によって「プロジェクト事業会社」を組織し、その事業会社が自治体など各公共団体とのコンセンサスを図った上で、公共施設の建設・整備をし、さらにはメンテナンス部門をも含めて、利用者である自治体との契約に基づき、その使用料によって維持されるという仕組みのようであります。

確かに我が国においてはまだなじみは薄いかもしれませんが、昨年7月、議員立法によってPFI推進法が成立いたしました。これを受け、直ちに有識者や大学教授、学識経験者等で構成される「PFI推進委員会」が組織され、各方面からの意見聴取や状況調査に乗り出すなど、積極的な動きが見られておりますし、民間においても、昨年9月、元経済企画庁企画審議官の海野恒男氏を会長とする「日本PFI協会」を設立、事業展開に向けての問題点を探りながら、その調査研究を進めるなど、幅広い活動がなされている現状であります。さらにはまた、経団連や日建連などでもPFI事業に対する専門部会を設けるなど、その対応策に取り組んでいるようで、業界筋では「第1ステージの揺籃期、さらには第2ステージと言われている検討期を経て、既に我が国でも第3ステージの展開期に突入した」との認識を示し、「同事業への確信を得た」と強気の発言も聞かれるようになりました。

しかし、利用する官側にとっては、まだまだ進みもスローペースで、ようやく第1ステージ後半か、あるいは第2ステージ前半のところかなと言わざるを得ないのが実情であります。今回私が調査したところでは、テストケースとはいえ、東京都の「金町浄水場発電施設」などは、PFI事業の導入を正式決定されたようでありますし、神奈川県が横須賀市に建設を予定している福祉系大学の保健福祉学部や、同じく相模原市に建設予定の同大学教育研修機関施設などが実質的なシミュレーションに入っているようでありますし、埼玉県等でも各施設へのPFI導入を積極的に検討しているようであります。

以上のようなことから、このPFI事業そのものは、まだまだ都会型の手法、方式であるかのように思われがちでありますし、私自身も同じような感じを全く持ってはいないとは言えませんが、世はまさに著しい情報化社会でありまして、もし先進地で成功したとの実証が得られたならば、たちまちにして地方都市へも一気に進出してくることが予想されると思います。

そんなことから、前段でも申し述べたように、本市での庁舎建設は目前に迫っているわけありますから、このPFI方式の検討に入ってはどうかと提言申し上げるものであります。専門的なプロジェクトチームを組んでとまではいけないにしても、当面は一定の職員がその分野の研究に専念できるような態勢をとってみてはどうかと考えますが、いかがなものでしょうか。市長の前向きな御答弁を期待して、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市庁舎建設につきまして、今いろいろ話題となっておりますところの、あるいは導入について検討している公共団体もある中でのPFI方式というものの検討はどうかというお尋ねでございます。

本市の庁舎につきましては、御案内のように、昭和41年3月に建設着工しまして、42年5月に竣工、完成し、その後、事務スペースが手狭になったから、49年の3月、それから50年の4月、63年の12月の3回にわたり増築いたしまして、現在に至っておる庁舎でございます。平成元年には、執務環境改善のため冷暖房設備工事を行いました。さらに、平成3年にはコンクリートの風化に伴う補修といたしまして、外壁の改修工事を実施してきたところでございます。建築後33年を経過しておりますが、御承知のとおり、本庁舎は特殊工法による構造のため、昭和59年度以降においては毎年はりの下がり調査、及び床のたわみ調査を実施しているところでございます。また、庁舎の維持管理につきましても、老朽化や損耗により修理箇所も生じておりますが、施設内外の点検には万全を期しておるところでございます。

第4次寒河江市振興計画の基本計画におきまして、「多様化する行政ニーズに対処し、効率的な行財政運営で活力あるまちづくりを進めるため、21世紀のまちづくりという大きな視点に立って、市庁舎の建設を検討する」ということにしているところでございます。また、実施計画においても、御指摘のように、庁舎建設基金の積み立てを計画してきたところでございますが、長期化するところの景気低迷で税収の伸びも余り期待できず、主要プロジェクトの推進と新たな行政課題への対応等により実現には至っていないところの現状でございます。

しかしながら、庁舎建設となれば、一時的に多額の建設資金が必要でございます。当然にして地方債の活用があるわけでございますが、現在、市町村の庁舎建設に対する起債充当率は70%程度でございます。そういう意味から、一般財源確保の上から基金の積み立てに努力しなければならないと、これは考えておるところでございます。

そういう中で、建設に当たっての整備手法といたしましてのPFI方式の検討についてでございます。

PFI、先ほどもお話がございましたように、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」の略語になるわけでございますけれども、道路や水道、ごみ処理施設等の公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金と経営ノウハウを活用し、公共サービスの提供というものを民間主導で行うということで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方でございまして、お話もございましたけれども、1992年にイギリスにおいて、小さな政府や民営化など行政改革への取り組みの中から導入された手法でありまして、21世紀に向けた新しい国づくりを目指す方法として、財政問題の面からも、地方自治体等において活用が見込まれている新しい事業方式でございます。また、お話にもございましたが、我が国では、1997年末ごろから公式に議論がなされ始め、昨年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法が公布され、9月24日に施行されたことについては、御指摘のとおりでございます。

PFI推進の基本的な考え方は、国及び地方とも厳しい財政環境下において、財政改革と行政の効率化が最大の目的とされておりまして、運用上の重要なポイントとしましては、公共性の確保と収益性の確保が両立することであり、その効果としましては、質の高いサービスを安価に供給できること、民間事業者の事業機会の創出が可能となること、及び財政負担の軽減等が挙げられているようでございます。事業の対象となる公共施設等は、廃棄物処理施設、それから観光施設、公営住宅、公園、美術館等幅広いものとなっており、施設の種類や事業の内容によって制限されるものでなく、現在、各中央省庁では、PFI方式導入の可能性を探る観点からさまざまな事業分野で検討されているようでございます。

一方、民間事業者が施設を建設し、これを公的部門に賃貸、または分割譲渡する方式については、PFI事業の対象として排除するものではないが、民間事業者の有するノウハウを生かすことのない単純なリース方式等では、財政資金の効率的使用、及び官民間のリスク分担を満たすことができないものとも考えられているようであります。

し、さらには、P F I 事業は、幅広い分野で検討されるべきものであり、適用しやすい分野から導入を進めていくのが望ましいと、こういうことも言われておるわけでございます。

P F I 導入に当たりますとは、これを主に利用するのは国よりもむしろ地方自治体になると考えられており、その背景としましては、第 1 に地方自治体の財政が現在、非常に逼迫した状況にあること、第 2 に、自治体は地方分権が推進される中、戦略性や独自性の発揮を一段と求められていること、第 3 には、住民に対する行政のアカウンタビリティ（説明責任）がより強く求められる傾向にあることなどが挙げられているところであります。御指摘のように、現在、地方自治体で P F I 事業の取り組みといたしましては、東京都、千葉県、神奈川県などの大都市を中心にいたしまして産業廃棄物処理施設やリサイクル施設、美術館、大学などの建設に導入を検討しているようでございますが、いまだ実施事例も数少ないところでございます。

それで、本市の庁舎建設への P F I 導入につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 13番新宮征一議員。

新宮征一議員 どうもありがとうございました。今、市長の方から1問に対しての答弁をいただいたわけでありすけれども、突然の問題提起でこれ以上突っ込んだところまでは私も今回求めるつもりは毛頭ございません。検討していただくということでありますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいということをまず前提にして2問に入らせていただきます。

先ほど市長の答弁の中でもありましたが、このPFI事業そのものというのは非常に幅が広いわけでありす。空港とかいろいろな施設、さっきも出ておりましたけれども、ヨーロッパなどでは道路とか、あるいは飛行場、港湾などもそういう手法でやられているようでありす。分類しますと、第1類型、第2類、第3類といろいろあるようなんですけれども、我が国において一番使いやすいといいますが、適しているのは第3類の、いわゆる公共サービス購入型、こういうものが今、主流になって、研究の一番の主眼になっている内容のようでありす。

確かに市長もおっしゃられたように、財政難で厳しいと。それは私も指摘しておりますとおりでありすけれども、やはり基金の積み立てというのが非常に重要なポイントになってくるわけですね。ただ、先ほど1問でも申し上げたんですが、今、寒河江では大変な事業をやられているわけでありす。したがって、なかなか庁舎の建設資金というところまでには手が届かないというのはわかりますけれども、この庁舎の老朽化がひどいというのが最近特に見受けられるわけでありす。私も以前、ガスとか、あるいは灯油、いわゆる住宅設備関係の会社におったこともありまして、この庁舎の内容もその当時いろいろ見させてもらった経緯がありますけれども、庁舎北側のプロパンガスの集合設置場所から地下を通してこの建物の中に配管されているわけでありすけれども、当初、三十何年前といたしますと、配管、パイプそのものの材質も非常にお粗末なものであったことは事実のようでありす。そうしたことで腐食などがあって、その上を車を通るということでひびが入ってガス漏れなんかもありました。それを専門家に言って、そのパイプを全くめくらにして新たに配管をしたとか、あるいは給湯装置が1階のボイラー室から配管になっているわけでありすけれども、これも、壁の間とか、あるいは天井、あるいは床下ということで、漏れているのはわかって非常に修理には困難を極めて、むしろ露出配管をしたり、あるいは瞬間湯沸器をつけて対応したりと、こういう状況が頻繁に見られるわけでありす。

最近特に感じたのは暖房の能力、これが非常に低下してきている、劣化してきている。これは多くの方が感じているのではないかなと思いますけれども、月曜日の朝なんか特に感じるんですが、最高にしましても、能力そのものがフルに活用できない。したがって、別の石油ストーブを焚いてその暖房効果を補助的に高めていると、そういう実態があるわけですね。必ずしもそれがどうのこうのということではありませんけれども、これからそういうもの、あるいは一部修理とか維持費にお金をかけても、やはり一時的なもので、最終的には建てかえをしなければならぬ時期にもう既に入っているのではないかなというように考えられるわけでありす。

先ほど市長の言葉の中にもありましたように、質のいいものをいかに低廉な料金で利用できるかというところが一つのポイントでもあり、あるいは特徴でもあるというお話もあったんですけれども、この事業に対しては、民間の業者というのは非常に神経を使いながら今、研究をしておりますけれども、金融機関等でもこの事業の施行に対してサポート体制を今とらんとしております。特に注目したいのは、官民の間で大変な反響を呼んでいるということから、日本政策投資銀行、これが融資枠を拡大しようということでも今、それぞれの部署でその運動といたしますが、働きかけが行われているようでありす。この日本政策投資銀行というのは、私も余り聞きなれない言葉だったんですけれども、これは、実は、もう皆さん何回も耳にしていると思うんですが、以前の北東公庫（北海道東北開発公庫）それと日本開発銀行が合併してできたのが、この日本政策投資銀行なんですね。そういうふうなところが融資枠を広げて、長期で、しかも、低金利でもって対応すべく力を入れている。その辺もこの事業に対する一つのポイント、とらえ方かなと、こんなふうにも思うわけでありす。

「今後、市庁舎建設に向けての具体的な検討をしていきたい」という市長のお考えがおありのようでありすけ

れども、当然、このことも、これからまだまだクリアしなければならない問題がたくさんあると思います。先ほど地方債が70%の充当というような数字が出てきたわけでありましてけれども、当然補助金の問題、あるいは、補助金は起債事業であった場合に果たしてどうか、考えられないかもわかりませんが、交付税との絡みの問題とかいろいろな問題が出てくると思いますけれども、そうした問題を探りながら、あるいはそれを提起しながら一つ一つクリアしていった、最終的な結論を出さなければならないというのが、これが筋であるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、ぜひひとつ前向きにその検討をやっていただきたいなというように思っているところであります。

本市においては、もちろん今回、私は庁舎を対象にして申し上げておりますけれども、今、総理府を初め各省庁でこれらの対応策を検討しているさなかであります。ただ、本市においても病院の整備計画であるとか、あるいは今、進めておりますところの駅前の区画整理事業が終わった段階で、今度はいわゆる上物、どういうふうなものができてくるかは別にしましても、駅前に複合ビルの建設とかそういうものなどがあった場合には、当然そういったものも対象としては考えられるのではないかなと思われるわけでありまして、ただ、病院に関しては、建物、箱というよりも、むしろ内部の機械設備、そっちの方がかなりのウエートを占めるわけで、これが年々改良されてきているということで、厚生省は一番、病院の建設に関しては消極的な態度をとっているようであります。全くそのとおりだと思いますけれども、今後、どういうふうなものに活用するかは別にしましても、何回も申し上げますが、庁舎というものに限らず今後の、いわゆる21世紀、新しい時代に向けての一つの手法であって、実例が出てきて、それを視察なりあるいは研究して「ああ、これだったらいける」ということになれば、もうすぐさまこっちの方、地方の方にも普及してくることが予想されるわけでありまして、何らかの形で研究あるいは検討をしていただけるような態勢を組んでいただきたいということを市長に重ねてお願いを申し上げたいと思います。もし市長のお考えがありましたらお伺いします。私の方からはあえてそれ以上の答弁は求めませんが、もしおありでしたら承って私の質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 御提言ありがとうございました。新聞等の情報によりますと、このPFIは、おっしゃるように、道路や上下水道とか、教育文化施設などを民間事業者が建設して管理運営し、利用者からの料金などで投下資金を回収する手法だと、こういうふうに書いてあります。その利点といたしましては、国、地方公共団体が財政負担というものを抑えながら、社会資本整備が進められるということでございますし、民間側から見れば、ビジネスチャンスが拡大できる。そして、産業活性化や技術革新の呼び水になるということ、そして、国民から見れば、少ない税負担で行政サービスの向上というものが期待できると、こういうことが書かれております。要は、民間でできる事業というのは民間にゆだねるというような発想から、英国からスタートして、1問でも申し上げましたように、小さな政府ということにもつながってきておるようでございます。

ただ、この運用につきまして気をつけなければならないのは、第三セクターの二の舞になるのではないかというような心配も出しておるわけございまして、そういうことから、先ほどもいろいろお話がございましたように、国におきましては、委員会等々が設置されまして、いろいろ調整に当たったり、検討しておるようございまして、従来方式との費用の比較やら、あるいは事業効果とか、あるいは採算性というものを十分検討なされておるようでございます。ですから、本市といたしましても、研究課題とさせていただきます、こういう情報を十分入れながら勉強させてもらいたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時52分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番、18番について、21番那須 稔議員。

〔21番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いをしたいと思います。

通告番号17番、保健行政について、初めに脳の健康についてお聞きをしたいと思います。

一般的に病気は事故などと違って、ある日突然に青天のへきれきのように身に降りかかるというものではなく、確かに腹が痛いとか、胸が苦しいとかといった症状は急にあらわれることはありますが、しかし、その前に何らかのサインをあらわしたり、感じたりするものです。

健康診断や人間ドックの目的は、このサインをキャッチすることであり、自覚症状の軽いうちに対策を講じるといふ段階から、さらに歩を進めて自覚症状の出ないうちに病気の芽を摘み取ってしまうことであると言われております。このような対策をしっかりとっておけば、もし発病した場合でも、初期の段階で、つまり、治療しやすい段階で対処することができるのであります。そして、これらの診断を定期的に行う定期健康診断や人間ドックは、自分の健康状態をチェックするための最適な機会であるということは言うまでもありません。不幸にして病気が隠れていた場合にはそれを早期に発見して対処することができるし、幸い異常がない場合でも、自分の体の状態を知り、日々の生活の中で健康管理をしていくための貴重な情報を得ることができるのであります。

このように、定期健康診断や人間ドックの大切さを述べてきたわけですが、本市においても、市民の生涯にわたる健康保持・増進のために、1日人間ドックを初め各種健康診査と検査に基づく事後指導、健康訪問指導などを実施しており、一定の成果を上げられているのではないかと思います。

三大成人病と言えば、がん、心臓病、脳卒中であります。いずれも早期に発見し、適切な治療さえすれば、大事に至らないで済むと言われております。そのためには定期的な健康診断や、時には人間ドックなどで体の異常を早く見つけることが肝心であります。

三大成人病の一つである脳卒中は、毎年多くの死亡者を出しております。にもかかわらず、この脳に関しては、近年まで人間ドックのような有効な予防検査は行われていなかったのが実情でありました。健康に対する関心が高まる中、人間ドックも多くの市民が受診をしております。ところが、通常のドックは、消化器、循環器、呼吸器などの検査が中心で、これは、がんや心臓病の予防、発見には一定の効果があるものの、人体で最も重要な臓器である脳については、検査の盲点となっていたのです。その大きな理由は、従来、脳の検査は技術的に難しく、検査による副作用や事故の危険も皆無ではなかったため、健康診断から除外されていたようです。このため、脳の血管障害である脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などの脳卒中が発見できなかったのであります。クモ膜下出血で倒れたある婦人の話ですと、6時間にも及ぶ手術の結果、かろうじて一命を取りとめることができたそうです。その婦人は、倒れるまではすこぶる元気で、そんな大事になるとはだれも思わなかったとのこと。がんや心臓病には殊のほか敏感でも、脳卒中には全くの無防備というのが平均的な私たちではないかと思います。このように脳卒中などの早期発見に対してはあきらめを生んでいたようです。

しかし、近年の医療技術の驚くべき進歩で、脳の検査を簡単で安全に、しかも正確に行えるMRI（磁気共鳴撮影装置）が登場してからは状況は一変、脳の異常の早期発見を望む多くの人々に朗報をもたらしております。

本市においても、国民健康保険の病類別費用額の状況を見ると、心臓や脳などの循環器系の疾患で診療を受ける件数が最も多く、19分類のうちで第2位の胃や腸などの消化器系の疾患、第3位の目及び附属器の疾患と比べて大きくリードして第1位を占めております。不幸にして亡くなった人の平成9年度の死亡者数によると、全体の29%ががんなどの悪性新生物でなくなった人、それから、20%が心臓病などの疾患であり、次に、15%が脳卒中などの

脳血管疾患と続いております。

このように、三大成人病と言われる病名で医者にかかったり、そしてまた、年間不幸にして多くの市民の方が亡くなっております。その中でも、脳の疾患で受診したり、亡くなったりする方も多くのパーセントを占めております。市民の間からも脳卒中などの早期発見による早期治療の要望の声が聞かれます。そんな中、前から市民から要望されておりました脳の検査などに使用されるMRI装置が昨年、平成11年の9月に市立病院に導入されました。

以上のことから、市立病院の待望のMRIが導入されたわけでもあり、国民健康保険の保健事業として脳ドックを実施し、脳卒中などの脳血管疾患の早期発見に努めるとともに、脳の健康保持に取り組んでいくことについていかなものか、お伺いをいたします。

次に、健康への取り組みについてお聞きしたいと思います。

「健康とは、人間が自分に与える最高のプレゼントである」という言葉があります。世の中にはこの健康という最高のプレゼントを自分に与える人は案外少ないと言われております。それは、一つには、健康ということが余りわかっていないからではないかと思えます。また、わかっている、どうしたら本当の健康の状態、最適な健康状態に達することができるのか、その方法を知らないからだと思えます。さらに、知ってはいても、それを達成するための計画性がなく、健康を願う心があっても、結果的には健康でないという人が多くおられるのではないかと思えます。一口に健康と言っても大変に難しいものだと思います。自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、しかしながら、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向性を企画し、進めていくべきだと思うのであります。

幸い本市の場合、国民健康保険の保健事業として「健康と福祉・生活フェア」など、他団体と共催で健康まつりを開催、また、30歳以上を対象に散歩、軽スポーツ等を実施し、100日達成者に対して達成証と記念品を贈呈する「市民100日健康づくり」、また、各種検診の事後指導や訪問指導、健康相談などの保健教室相談事業、それに3地区の健康づくりを共催する健康づくり事業、公共施設に全自動血圧計を設置する全自動血圧計設置事業などに積極的に取り組んでおり、健康保持と健康への意識づけに努められているようであります。

健康事業については、言うまでもなく、年々増加する医療費の抑制といかにつないでいくかということだと思えます。そういう中で、市民が気軽に健康の情報を得ることでどうしたら健康になれるのかという方法を知り、達成するための計画性を持つことも重要な課題だと思います。

そのような保健事業の一つとして、健康というものをわかりやすく視覚に訴えて、映像として見せることがより効果があるのではないかと思います。現在、健康ブームと言われ、健康に関する情報がはんらんしている傾向にあり、特に健康をテーマにしたテレビ放送なども数多くの番組としてつくられているようです。しかしながら、それら健康についてのビデオとなると、レンタルビデオ店などでも取り扱っていないし、そしてまた、個人で購入するには価格が高いからなど、一般にはなかなか普及していないのが現状であります。

以上のことからお伺いをいたします。

一つには、国民健康保険の保健事業として、「健康ビデオライブラリー」を設置し、健康ビデオを保有し、貸し出しをしてはいかなものか、お伺いをいたします。

二つには、健康ビデオの貸し出しに際して、容易に借りられるように郵送による貸し出し、返却をしてはいかなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号18番、街の環境美化、放置自転車対策についてお聞きをしたいと思います。

街の環境美化について見た場合、駅周辺、商店街、路上などに放置されている自転車が特に目に入ってきます。現在、このように自転車の利用が増大し、その利用の多様化を促したいろいろな要因が考えられると思えますが、一般的には昭和40年以降の高度経済成長期にあると言われております。その時代は、スモッグなど大気汚染と言われる都市型公害がしきりに起こるなど、また、2度にわたるオイルショックを通してマイカー走行を妨げる要因が多くなるに従って、自転車が省エネの一つの手段として見直されてきました。

また、所得水準が向上する中で、自転車の価格は手ごろな価格に低下し、自転車の入手が容易になっていたとのこと、さらに、住宅地の郊外などへの広がりに対して、公共輸送網の整備が追いつかないこともあって、駅までの自転車利用を必要とする人たちがふえていたこと、その一方、車の増大によって交通渋滞が発生するなどにより、自動車利用から自転車利用へと移り変わって進んでいたものと考えられています。それに市民の生活様式の変化に伴い、余暇が生まれ、スポーツ、レジャーなどが活発になり、行動半径の拡大などによって、自転車の利用についても、その他買い物、通学などとさまざまな使われ方をしてくれています。

そのように自転車がふえるに従って、駅周辺を初め至るところに放置自転車が目立つようになりました。本市の場合を見てみると、通勤、通学、買い物を中心に駅周辺、また商店街への自転車の利用が活発に行われております。特に駅前には大きな駐輪場を備えているわけではありますが、駐輪場周辺には多くの放置自転車が見られます。また、商店街、そしてまた生活道路などの路上においても同様であります。このように、本市においても、自転車の利用の増大に伴い、年々放置自転車が多くなる傾向にあります。

この原因を考えてみると、一つには、利便性をより重視する行動であり、二つには、自転車が消費化したことによって使い捨ての時代的風潮が影響し、容易に放置できる条件が利用者側にそろったこと、三つには、初めの少数の放置自転車に対して規制が不徹底であったため、新たな放置を誘発するなどが考えられるのではないかと思います。

このような放置自転車によって、生活環境が邪魔されること、そして大きな意味では、まちの機能の低下などにもつながりかねないこと、また、まちの美観の阻害など多くの害を引き起こしております。とりわけ、場所によっては視覚障害者用のブロックの上にも放置され、目の不自由な方の歩行が極めて危険な状態になっているなど、歩行者の安全な道路利用が阻害されるおそれがあります。さらに、放置することによって消防車、救急車などの緊急活動や災害時避難行動の障害にも発展してしまうのではないかと思います。

現在、放置自転車については、発見した場合、最寄りの交番に電話によって連絡をしているようです。その際に、防犯登録番号がわかる自転車については、連絡をしてくれて引き取りを待たばいいわけですが、防犯登録のない自転車については引き取ってもらえず、連絡した方が保管しているのが現状であります。しかし、それらの自転車については、勝手に手を触れることもできない状態です。また、遺失物として届け出をする場合、交番などに自転車を車に積んで運搬しなければならず、そしてまた、わざわざ面倒な書類に記入して届け出をしなければなりません。拾得したものを届け出なければならない、これは市民の義務だと思います。しかしながら、このようなこともあってか、ほとんど放置されたままであります。加えて、関係機関において積極的に放置自転車の撤去、保管などに取り組んでいないのも、放置自転車を増加させている要因ではないかと思います。

このような放置自転車を一掃するためにも、一つには、自転車利用者を初め市民の理解と協力を得ること、二つには、公益的施設を設置する者、それに、その他の自転車等の駐輪場需要を生じさせる施設者、また、自転車小売業者の協力、三つには、放置自転車の撤去・保管などについて、市として積極的に関係機関に対して先導的役割を發揮して取り組んでいくべきだと思います。今でも放置自転車については、年に1回程度、駅を中心に撤去作業などを行ってきているようですが、いまだに一掃されない現状であります。今後ますます放置自転車は多くなる傾向にもあります。抜本的な対策が必要となんときになってきていると思います。

以上のことから、放置自転車対策のために条例を制定して取り組んではいかなものか、お伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、保健行政の中での脳の健康、脳ドック、それから、健康ビデオライブラリーの設置についてでございます。

脳の健康でございますけれども、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える医療保険としまして市民の健康増進と地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしているところでございます。しかしながら、確実に進展している少子・高齢社会の中で、被保険者については、若年層が減少する一方で、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては増加傾向にあるところでございます。被保険者の高齢化及び医療技術の進歩、高度化など、医療環境の整備と相まって、医療給付費等については、年々増加しております。このような状況の中で、被保険者の健康保持・増進を図っていくための保健事業等の推進というものは極めて重要なことと認識しておるところでございます。御案内のように、国民健康保険の保健事業といたしましては、1泊2日の人間ドックを初め、1日人間ドック受診者への補助、各種検診の事後指導や訪問指導、健康相談事業などを実施いたしておるところでございます。

脳の健康についてでございますが、お話がございましたように、脳は言語や運動機能、そして、いろいろな臓器の働きなどをつかさどる生命の中核機能でございます。人間の体の中でも最も重要な器官の一つであり、その健康保持は極めて大切なことでございます。お話がございましたように、脳の病気として特に恐れられているものは脳卒中でございますが、脳卒中は動脈硬化や高血圧、糖尿病、肥満、高脂血症、それから心臓病などの要因が複雑に絡み合って起こるようでございます。こうした要因は、加齢によることや遺伝的なものもありますけれども、その多くが栄養の偏り、塩分の過剰摂取、それから運動不足、喫煙、ストレスなど、動脈硬化や高血圧などを起こしやすい、長い間の生活習慣の積み重ねによるものが多いと言われております。

本市における脳血管疾患で亡くなられた方は、悪性新生物、心疾患に次いで3番目に多い数となっております。また、寝たきりや痴呆になる最大の原因にもなっているわけでございますので、これまでも脳卒中の予防を生活習慣病対策の主要施策に位置づけてきました。御案内のように、人間ドック等による健康チェック機能の充実や、自立的な健康づくりの支援に努めてまいったところでございます。検査データに基づいて糖尿病予防教室、高脂血症改善教室の開催により、重点的な事後指導や健康教育、健康相談、そして、食生活改善指導などを重点的に実施しているところでございます。

脳ドックを国保の保健事業として取り組むことについてのお尋ねでございますが、脳ドックとは、1日人間ドックで行っている循環器系検査や血液検査などのほかに、磁気共鳴撮影装置、昨年から導入したいいわゆるMRIを駆使した血管撮影などを取り入れた検査でございます。脳卒中の原因となる小さな脳梗塞や脳動脈瘤などをより早期に発見し、発症等を未然に防ぐ目的で行われているものでございます。

本市におきましても、より高度な診察及び検査を行うために、昨年度市立病院に、申しあげましたようにMRIを導入いたしたところでございます。MRIは、近隣ではまだ導入台数が少なく、設置病院の診療検査のほか、診療所などから依頼される検査でフル活動の状況でございます。

そのようなことで、県内の脳ドックの実施状況は、設置病院での事業とか、市町村共済組合での事業にとどまりまして、国民健康保険の事業として実施している例はまだないようであります。そんなことから、実施後の指導方法が確立されていないことや、受け入れ態勢等の整備などの課題も考えられますので、今後、十分検討してまいりたいと思います。

それから、ビデオライブラリーのことでございます。

国保の保健事業については、今申し上げましたように、そのほかにも健康教育のためのチラシや冊子、及び趣旨普及のためのパンフレット発行などさまざまに取り組んでいるところでございます。健康についての認識、また健康づくりに対する意識の啓発というものは、御指摘もありましたけれども、健康保持・増進を図る上で大変重要なことでございまして、国保のみならず市を挙げて取り組んでいるところでございます。今般策定いたしましたところの老人保健福祉計画におきましても、市民の自主的な健康づくりの推進を掲げております。これらの意識啓発を図っていく上でも、情報の提供等については重要な課題としてとらえ、行政での取り組み方策を十分に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

この健康ビデオでございますが、県内で国保事業として国の助成を得てビデオを購入している例が1例あるようでございますが、これは、病院での健康指導や待ち時間に活用するというものでございまして、病院でのビデオは、本市の市立病院でも単独に実施しておりますが、市民向けのビデオライブラリーというのはまだ例がないようでございます。また、本市の図書館には、図書のみならずCDやビデオも備えております。健康づくりや病気の予防対策など、広く市民の皆さんに活用されるよう、健康に関する図書やビデオも備えているところでございます。市民の生活スタイルが多様化している中で、集団での健康教室などにはなかなか参加できない方々も多くいるようでございますので、ビデオレンタル方式の健康教育も一つの手段であると思われるところでございます。

このようなことから、国保事業に限らず、今後、本市の健康づくり事業に取り組む中で、健康に関するビデオ貸し出し事業については前向きに検討いたします。

郵送についてのお尋ねもございましたけれども、問題なしとも言えません。いろいろな課題も発生してくると思われまますので、そこまで考えられるか否かも含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、まちの環境美化の中で放置自転車対策についての御質問がございました。お答えいたします。

環境美化対策につきましては、平成5年に環境美化基本方針を策定いたしまして、以来、基本方針に基づき種々の施策を講じてまいりました。御案内のとおり、現在では、グラウンドワークの手法を取り入れ、地域住民の皆様の方でフラワー・ロードの花の植栽やら、市街地におけるフラワー・ポットの設置、市民総参加による一斉クリーン作戦、河川清掃などを行っていただいております。また、小・中学校の生徒や市民団体等によりますところの自主的な環境美化活動も積極的に行われている実態にございます。

市といたしましても、地域住民や建設業関係団体等の協力を得ながら、不法投棄ごみの回収を毎年実施してきております。ポイ捨てされた空き缶などは、道路景観を阻害するとともに、まちの品位というものを低下させる大きな要因となるものでございます。これを解消し、ごみの落ちていない快適なまちづくりを推進しなければなりません。しかし、空き缶のポイ捨てを初め、ごみの不法投棄もなかなか解消されず、その対策には苦慮している面もあるわけでございます。

御指摘の放置自転車の問題もその一つでございます。御案内のとおり、自転車は大気汚染の心配もなく、通勤・通学や買い物など、近距離の移動に極めて便利で、しかも、価格が安価なことから、子供から高齢者まで気軽に利用できるものでございます。健康志向の高まりから、スポーツ自転車も普及してきておりますし、現在ではほとんどの家庭で数台ぐらいつつ保有しているのではないかと考えます。反面、容易に手に入られることから、自転車を余り大切にしないという風潮も若干生じているものと思われ、そのため、窃盗であるとの意識のないまま無断借用するものも多く、また、盗難に遭っても警察等に届け出しにくい場合が少なくないと考えられます。

J R左沢線においては、市内の各駅に駐輪場が設置されており、多くの方々に利用されておりますが、寒河江駅前駐輪場を見ますと、毎年およそ30台が放置されている状況で、市が春と秋に調査いたしまして、遺失物法に基づき手続を経た上で撤去処分をしているところでございます。これらの自転車は、高校生が卒業と同時に置き去りにしたものが多くございまして、所有者がわかる場合は引き取りをお願いしてお

ります。駅周辺にも放置自転車が見受けられますが、これらは、駐輪場の収容可能台数が不足していること
もあろうかと思えます。このことについては、今、進められておりますところの寒河江駅前土地区画整理事
業に伴いまして、新たに駐輪場を整備することになっておりますので、間もなくこれは解消されるものと思
っております。

一方、路上に放置された自転車は、そのほとんどが盗難に遭ったものようでございます。拾得物として
付近の方から警察に届け出ただければよいのでございますが、保管が面倒なこともあり、市に通報される
ことも多いようでございます。通報があった場合は、ある程度の期間経過後、市がこれを回収し、駅前駐輪
場の場合と同様に法的手続を行い、処分しております。

自転車の放置や盗難は、基本的にはモラルの問題であり、この解消にはモラルの向上に期待するところが
大きいものでございます。家庭、地域、学校等における社会のルール遵守の指導、及び物を大切にす
る心の育成が最も重要と思っております。

それで、放置自転車防止の条例を制定してはという御質問でございますが、条例制定は、放置された自転
車が美観を損ねていることや、歩行者など交通の障害になっていることを周知し、市民一人ひとりがその解
決に努めなければならないという意識づけには大きな役割を果たすものと思えますが、反面、放置されて
いる自転車のほとんどが長期間使用して不要になったものや、使用に耐えないものが多いということ
を考えれば、放置すれば行政による処分してもらえるということもなり、ひいては自転車の放置というものを助長し、
保管場所の確保や管理の問題など、行政負担が増加するだけの結果にもなりかねず、また、駐輪場が確保さ
れないまま規制を強化いたしましても、駅前などにおいては効果について多くを期待できないのではないかと
も考えられます。

県内では、山形市、米沢市、そして、鶴岡市において、この自転車放置防止に関する条例が制定されて
いるようでございますが、これらの市では、駅前商店街を中心に歩行者が通行できないほど歩道に駐車され
たり、数百台の放置が何年も続いたため、その対策として大型駐輪場の設置とともに制定したものと聞いて
おります。本市におきましては、こういう状態にはなっていないわけでございますが、その他の市と比較いた
しましても、市街地への放置は少ないと思っております。これらのことから、放置防止条例の制定につきま
しては、放置自転車増加の傾向など今後の状況を見た上で検討してまいりたいと思っております。

本市では、駐輪場利用申し込み者一人ひとりに対しまして、二重かぎかけや住所氏名の記入、それから防
犯登録の徹底を指導するとともに、盗難に遭った場合の警察への届け出呼びかけを行い、また、放置しない
よう啓発してまいりました。寒河江駅周辺については、盗難防止看板を設置するとともに、放置自転車に警
告書を貼付し、適正駐車を促しており、所有者不明の自転車については、法的手続の上、撤去処分して
おります。また、寒河江駅前駐輪場については、シルバー人材センターをお願いをいたしまして、整理と、それ
から清掃を行っておるわけでございます。また、盗難や放置自転車の監視も実施してもらっておるもので
ございます。

今後とも、大量の自転車の駐車需要を生じさせるJR、学校、それから大型商店や自転車販売店、警察、
地区防犯協会など関係機関、団体の協力をいただきながら、市民意識の向上を図り、放置自転車の解消を初
め清潔で美しいまちづくりに向けてなお一掃の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 2問目に入るわけでありますけれども、ただいま市長から答弁をいただきました。私の提案に対しまして真摯に受けとめていただきまして御検討いただき、大変にありがとうございました。

それで、第1番目が脳ドックでありますけれども、市長の方では、状況的にはほかの山形県内の自治体ではやっているところがないということと、それからMRIが稼働したばかりで、これからいろいろなふうに市内の民間病院などもそれを使うということで、込み合うということから早急な検討ではないように感じたわけでありますけれども、「今後検討していきたい」という答弁がございました。

私もこのMRI、今回で2回目の質問になるわけでありますけれども、平成7年の12月の一般質問で脳ドックの実施ということをして市長に要望させていただきました。そのときには、市長からは、脳ドックについては、MRIという高価な機械が必要だということから、その機械も寒河江病院の方にはまだ導入になっていなかったわけでありますから、「今のところ考えていない」というような答弁があったわけでありますけれども、その際に、寒河江市立病院の方にMRIの導入について検討課題ということになっておったわけです。市長からは平成9年の振興計画にのせていただきまして、平成12年の導入ということであったわけですが、1年早めて平成11年から導入をされたわけであります。その辺、市長の英断に本当に感謝をするところであります。

それで、この脳ドックでありますけれども、先ほど市長からもあったように、クモ膜下出血とかで脳の動脈瘤で血管にこぶができたという場合の早期発見には非常に有効な手だてであります。そして、これは、先ほども私、第1問で申し上げたんですが、クモ膜下出血などは倒れて初めて、そこで脳の障害がわかると。それまでは一切わからないというような症状を持った病気であります。そして、CTなどで撮ってみてもわからなくて、MRIで撮って初めて血管にこぶができたものがわかると、このように専門の先生なども言っておるわけであります。

それともう一つは、無症候性脳梗塞と言いまして、血管が詰まっておっても、症状があらわれないものもあるんだと。それなどもやはりこのMRIで診察をして初めて、その脳の障害を見つけられるということでもあります。

ですから、先ほど市長からもありましたが、人間ドック等で循環器系の診断などもしておられますし、いろいろな数値なども本人の方に伝えてはおるわけでありますけれども、それだけでは実際に脳の異常というものがわからない、判断できないというものも数多くあるわけであります。そういう意味で、脳ドックの必要性ということがこの辺のところにあるのではないかなと、このように思っているところであります。

先ほどあったように、特に脳の循環器系の疾患などについても、寒河江市の場合を見ますと、毎年第1位を占めております。国保の中の状況を見ますと、循環器系というのは脳だけではなくて、当然、心臓などの病気も含まれるわけでありますけれども、その辺を見ましても、胃とか目とかと比べまして断然多くの件数の受診される方があるというような数字がございます。それで、寒河江市の場合、3年間の循環器系の疾患、どのぐらいの数字になっているのか、この推移をお知らせを願いたいと思います。

それから、当然、脳ドックの場合ですと、MRIで検査をして、その後、脳波をとってそれから診断ということになるわけでありますけれども、脳ドックを実施している病院などを見ますと、脳外科で診断をやっているものと、神経内科で診断をやっているような病院もございます。そういう意味で、脳外科については、前の質問に対して市長は「非常に難しい」という話もあったわけでありますけれども、今のところ、寒河江病院の方には神経内科の先生も毎週1回程度来ているというように聞いておりますから、そういう意味では、その辺のところでの取り組みなども可能なところではないかなと、このように思っているところであります。

そういう意味で、脳ドックについて、市民からもいろいろな要望もございまして、先ほど市長からあった

ように、毎年脳血管障害で亡くなっている方などもあるわけでありますから、ぜひとも脳ドックを早急に御検討して実施の運びをお願いしたいなと。そういうことをお願いししておきたいと思えます。

それから、二つ目でありますけれども、健康への取り組みの中で、国保事業として健康ビデオライブラリーの設置であります。

これは、考えてみますと、健康についてのいろいろな冊子なども国保の事業として各家庭の方に配られておるわけであります。そうした場合に、この冊子を隅から隅まで読めばいいわけなんですけれども、手にとっても活字というものはなかなかなじみ切れないということで、そのまま放っておく方などもいるのではないかなと思っているところであります。そういう意味では、視覚に訴えるということが非常にいいのかなということで提案をさせてもらったわけでありますけれども、市長の方からは、「今後前向きに検討していく」というお話がございました。これはぜひとも実施をお願いしたいなということであります。

これにつきましては、昨年11月、ちょうど伊藤昭二郎議員と私の二人で「市政研究会」という会派を結成しておりますけれども、この会派で千葉県の富津市の方に行つてまいりました。これは、人口5万3,000人の町で、昭和47年ごろ市制施行しておいた町でありますけれども、保健事業に積極的に取り組んでおいた町でありました。この市では、これと同じような健康ビデオライブラリーということで、85巻ほどのビデオをセットしまして、そのビデオを貸し出ししておりました。そして、先ほども郵送による貸し出しということをご提案させていただきましたが、やはりどうしてもとりに来てくれとか、あるいは返す場合に持っていくということになりますと、なかなか返す方でも期限が守られなかったり、あるいは取りに来る場合は時間を守らないということで、なかなか折り合わないということで、郵送によって借り、返却というようなシステムをつくっておりました。そして、これは平成10年からスタートしておまして、市民から非常に喜ばれている事業でもありました。多くの方が利用しておりました。これは、個人的にも利用しているんですけれども、サークルとか、あるいは何人が集まって、その健康ビデオを見て、自分の健康についてこれからどうしていくかと。あるいはどういうふうなところを知りたいということで、健康についてのいろいろな勉強会などもしておりましたけれども、そういう意味では、非常に有効な健康ビデオではないかなということで見てまいりましたので、これはぜひとも前向きに御検討をお願いしたいということであります。

先ほど市長は「ちょっと問題がある」ということで、郵送による返却などは明快に話をしなかったところでありますけれども、できるならば郵送によって返却できるようなシステムをと。当然、ちょっと考えてみた場合に、郵送によっていろいろな支障がないのかなということもありますけれども、富津市の方では別段によって返却、貸し出しには支障がないということになっておりましたので、ひとつその辺も配慮していただきながら、前向きに御検討をお願いしたいというところであります。これは、前向きにどの辺のところまで現在検討されているのか、何か考えがございましたら、ひとつお示しをお願いしたいと思います。

それから、放置自転車でありますけれども、これは、市内には放置自転車が非常に目につきます。自転車は使い捨ての時代ということも相まって、そのまま乗って置いていくという方などもございまして、それだけで済めばいいんですけれども、やはり美観を損ねるとか、あるいはひいてはいろいろなふうな支障を来してくるということから、放置自転車については、一掃すると。行政でやっているところもありますけれども、先ほど山形とか米沢、それから鶴岡とありましたけれども、自転車数が非常に多いところなんです。多いところこれを条例をつくって取り締まっているわけでありますけれども、しかし、今後この自転車というのはふえてくる傾向にあるのではないかなと。寒河江でも、先ほど年間30台ということで話ございましたけれども、30台というのは、要するに駅周辺に置かれている自転車が30台であつて、市内至るところを見ますと、放置されている自転車、今、雪が降っていますからそんなに目立ちませんが、雪が消えますと、至るところに放置された自転車が出てくるのではないかなと、こういうふうな思っているところです。

そういう意味では、市長の方では「これから台数がふえてくる可能性もあるので、その辺のところを検討

したい」という話がございましたけれども、寒河江の駅前もこれから新しくなってきました、大きな駐輪場も出てくるのではないかなと思いますけれども、駐輪場が出てくるに従って自転車がふえてまいります。物が大きくなければ大きくなるほど、山形市などもそうだったんですが、大きな駐輪場をつくって「では、これ以上ふえないのかな」と思っていたところが、それ以上にふえてくるという傾向があります。ですから、そうなるからでは遅いのではないかなと。その前に条例等をつくってきちんと取り締まっておくと。要するに、最初少数の放置自転車があって、それが類が類を呼んでくると。これが放置自転車です。ですから、放置自転車が1台もなければいいんですけれども、その辺、数台あるところにまた数台ということで、これは必ずふえてまいりますので、芽は小さいうちから摘み取っておかなければならぬということで、やはり放置自転車に対する条例、今のうちからこれをきちんとつくって対処しておく必要があるのではないかなということでもあります。

そしてまた、先ほど第1問目でも話したわけでありましてけれども、今のところ、警察もそんなに放置に対して、要するに、これは取り締まる側ですから、放置された自転車を保管したり、あるいは撤去するなどということはしていないし、市の方もある程度、年に1回程度ありますから、そのほかの時期が放置されっ放しという状況であります。そして、これを見てもみますと、届け出をした場合に、電話で届け出をしますと、登録番号を聞かれます。あるものは連絡をして警察から本人の方に連絡が入ると。本人がその場所にとりに行けばいいんですけれども、何日もとりに来ないでそのまま放置になっていると。ですから、また放置が放置を生んでくるというような状況下にあります。当然、登録番号があるやつは引き取られますけれども、登録番号がないやつは、「では、そこの施設の方が保管してください」ということで、そのまま保管の状態になってまいります。保管するところありませんから、当然そのまま路上とか、あるいはうちの周辺に置くことしかないということになってしまいます。

それと、当然、では、自転車を拾ったものですから、要するに遺失物ですから、警察に届け出をしようということで、警察に持っていく場合に、この自転車に乗ったのでは、これは盗難になりますからできませんので、やはり何かの車につけて最寄りの交番なりに持っていくわけです。そうしますと、車のある方、あるいはそれを運ぶような時間のある方などは、これは貴重な方ですけれども、遺失物として警察に届け出になって、6カ月間、引き取り手がなければ自分の手に戻ってくるわけでありましてけれども、車と時間がない方だと、またそのまま、その自転車はそこのところに放置になってしまいます。ですから、当然、市民として届け出をする義務がありますから、届け出しなければならぬということはだれでも思っているんですけども、その手間暇をかけてまで届け出しようかなという方が非常に少ないのが現状であります。そうしますと、商店街なり、あるいは周囲の自転車が放置されたところに対しては、自転車はそのまま、放置された状態のままであるというのが現状であります。そういうものを見過ごしておきますと、また自転車の放置が放置を生んでくるというような状況下にございますので、その辺も、放置自転車の台数にかかわらず、やはり今のうちからきちんと条例を制定すべきではないかなと思いますけれども、市長からは「ある程度放置の台数などを見ながら制定していく」という話がございましたけれども、ひとつ再度御意見などをお伺いしたいなと思っております。

私からは以上で、2問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 脳ドックでございます。これをやるとするならば、やはり市立病院ではないかなと。MRIを持っているところの市立病院ではないかなと、このように思いますが、先ほども申し上げましたが、現在のMRIの利用状況を見ますと全く、病院の稼働、それから民間の診療所からの依頼で先々まで日程が詰まっているような状況で、非常に利用回数が多いということがまずございます。それから、議員もおっしゃられましたように、診療体制の問題でございます。どこで担当させ、医師の確保というようなこと、これもございます。

それからもう一つには、やるとすれば、今言ったように市立病院になるわけでございますけれども、今、人間ドックというのは県成人病検査センターで医師会がやっておるわけでございますので、医師会との調整ということも出てこようかなと、このように思っております。ですから、それこれを考え合わせながら検討してまいろうかなと、このように思っております。

それから、循環器系の疾患数につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、ビデオでございますけれども、現在におきましてビデオは市立病院にもございます。それから、市の図書館にもございます。ハートフルセンターにもございます。また、県の保健所も持っていらっしゃる。でも、これらは大分古くなったのもございますので、いざ今の健康相談にふさわしいようなビデオということになりますと、どの程度まで整理しなければならないか、あるいは改めなければならないかということもあるわけでございますけれども、集中管理するような体制づくりをとって、そして貸し出しと、こういうことを考えようかなと思っております。そういう意味で、先ほど1問におきまして「前向きに検討しましょう」と、こういうことを申し上げたところでございます。

ただ、郵送となりますと、その辺の問題、いわゆる郵送料はどうかということもございますので、この辺もどうしたらいいかということも含めてまず検討させていただきたい。とりあえずはスタートさせるかと。そして、郵送の問題はその後考えるかとか、いろいろ順序立ててもあろうかと思いますが、少なくとも集中管理体制というものをとって、それをハートフルセンターなどに置いてやっていこうと、今こういう気持ちでおるところでございます。

それから、放置自転車の問題でございますが、本当に議員がおっしゃられることはわかるわけでございます。少ない台数の中で目をつぶっておくと、放置自転車が放置をさらに生むということになって、さらにふえればますます対策が大変になってくるのではないかという御指摘もわからないことはないわけでございますけれども、議員もおっしゃられますように、保管場所の問題等々も出てきますし、捨得物ということになりますと、また警察をかけなければならないということもございますし、いろいろ手続が煩雑になってきますと、だれも手をつけたくないということもあるわけでございますので、それを全部行政の中で始末するかということもあるわけでございますけれども、いろいろ今言ったような問題があるこの放置自転車対策だろうと思っております。

そんなことで、当面は、1問でも申し上げましたとおり、まずPRといいますが、あるいは指導といいますが、そういうことを徹底して、これまで以上に徹底してまいるということをやっていくことではないかなと、こう思っております。そういう地道な道をとっていくことで、ただ条例をつくって罰則というわけにはいきませんかしょうけれども、「つくったからどうだ」ということだけではなくて、結局は指導とか啓蒙、あるいはボランティアとか、あるいは行政とか、あるいは委託業者ということに結局返ってくるわけではございますけれども、その辺のところを十分に徹底しながらやってみようかなと、このように思っているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 国民健康保険における循環器系の疾患の受診件数について申し上げます。

3年間ということでございますので、平成7年度につきましては3,512件、平成8年は3,607件、平成9年は3,711件でございます。

なお、これは統計上のことで、各年次とも5月診療分ということでございますので、御了承をいただきたいと思えます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 放置自転車でありますけれども、先ほど市長が言われたように、やはり放置をしないという教育も非常に大事なところではないかなと思っております。それと、条例には、市長も第1問の答弁で言うておりましたけれども、精神的な部分も非常にあるのではないかなと思っております。山形県では、酒田と南陽で、これは自転車ではなくて自動車の駐車に対して条例をつくっております。ここまでなぜ必要なのかなということを感じておったんですけれども、今ではほとんど違法駐車がなくなったと。違法駐車取り締まり条例ですけれども、なぜ道路交通法でやらないで条例までつくってということを感じておったんですが、その中身はやはり精神条例、要するに、これは道交法できちんと取り締まりはできるんだけれども、条例をつくったというのは精神条例なんだと。みんなが車をとめない。みんなが自転車をとめないというような条例には精神的な部分が強いんだということから、酒田と、それから南陽で平成5年からスタートしております、非常に効果が出ておるといような話を聞いているところであります。

そういう意味では、寒河江市の方でも、今回「放置自転車条例」、これを取り上げさせてもらいましたけれども、精神的な部分も非常に大きな意味合いがこの条例にはあると思しますので、その辺も含めながら今後、条例制定に向けてひとつ御検討方お願いしたいなということでもあります。

それから、脳ドックでありますけれども、いろいろな病院の体制とか、あるいは脳ドックの機械であるMRIが込み合っているということもありましたけれども、ほかの自治体ではやっていないという話が市長からありましたけれども、私は、脳ドックを他の自治体に先駆けてでもいいですからやっていただいて、脳ドックの必要性の情報の発進地ということなどもしていただきたいなと、このように思っているところです。特に脳ドックは市民からも要望がありますし、年々脳血管障害で亡くなる方なども非常に多いわけありますから、先ほど課長からありました循環器系の受診件数なども、心臓と脳を含めてでありますけれども、年々増加をしているところです。先ほど5月分とありましたが全体、年間を通しますと相当な数が受診しているのではないかなと思しますので、そういう意味では、年々循環器系で病院にかかる方なども多いわけありますので、その辺も含めながらひとつ脳ドック、できるだけ早く実施をしていただくように要望するところであります。

それからビデオライブラリー、これは前向きに検討とありましたので、その辺もひとつ郵送による返却なども含めながら御検討方お願いしたいと要望して、これで私の一般質問を終わります。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第2、議第59号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第59号平成11年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、大雪の影響による除雪委託料として3,000万円を追加計上するものであります。

この所要額に対する財源については、地方交付税の追加をもって対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は152億4,826万2,000円となるものであります。

以上、補正予算の対応について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第59号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議案第59号

平成12年3月第1回定例会

散 会 午後2時08分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。